

令和8年第5回大町町議会（臨時会）会議録（第1号）							
招 集 年 月 日	令和8年7月23日						
招 集 の 場 所	大 町 町 議 事 堂						
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和8年7月23日	午前9時30分		議 長	諸 石 重 信	
	閉 会	令和8年7月23日	午前10時06分		議 長	諸 石 重 信	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 7名 欠席 1名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議 席 号	氏 名	出席等 の別	議 席 号	氏 名	出席等 の別	
	1	諸 石 重 信	○	5	山 下 淳 也	○	
	2	三 根 和 之	○	6	早 田 康 成	○	
	3	北 沢 聡	○	7	三 谷 英 史	○	
	4	江 口 正 勝	○	8	藤 瀬 都 子	△	
会議録署名議員	7 番		三 谷 英 史		2 番		三 根 和 之
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事 務 局 長	井 手 勝 也		書 記	山 口 順 也		
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	水 川 一 哉		副 町 長	川 原 恵		
	会 計 管 理 者	宮 崎 貴 浩		教 育 長	尾 崎 達 也		
	総 務 課 長	井 原 正 博		総 務 課 参 事	亀 川 修		
	企画政策課長	藤 瀬 善 徳		町 民 課 長	吉 村 秀 彦		
	町 民 課 参 事	土 井 道 代		子育て・健康課長	灰 塚 重 則		
	福 祉 課 長	釘 本 あゆみ		子ども保育課長	前 山 正 生		
	農林建設課長	古 賀 九州男		教育委員会事務局長	副 島 徳二郎		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

議 事 日 程 表

▽令和 8 年 7 月 23 日

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案の報告及び一括上程
- 日程第 4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決
- 日程第 5 継続審査について

午前 9 時 30 分 開会

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は 7 名、欠席議員 1 名でございます。欠席議員は 8 番藤瀬議員、病気療養のため欠席届が提出されております。

定足数に達しておりますので、令和 8 年第 5 回大町町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

なお、議事進行につきましては、地方自治法並びに大町町議会会議規則に準じ、進行いたします。御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本臨時会において、地方自治法第 121 条の規定により、議案説明のため町長、副町長、教育長、各課長及び局長の出席通知がありましたので、御報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（諸石重信君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名をいたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、7 番三谷議員、2 番三根議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（諸石重信君）

日程第２．会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日１日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日１日限りとすることに決定いたしました。

日程第３ 議案の報告及び一括上程

○議長（諸石重信君）

日程第３．本臨時会には告知のとおり、町長提出の議案２件がございます。

事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（井手勝也君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

ただいま朗読させました議案第29号から議案第30号までを一括上程し、これより議題といたします。

日程第４ 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

○議長（諸石重信君）

日程第４．これより議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

皆さんおはようございます。令和８年第５回大町町議会臨時会を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には暑い中、また何かとお忙しい中、万障繰り合わせていただき、御参集賜りましたことに心から感謝いたします。

今年も梅雨入り以来、大雨に警戒をしていましたが、６月23日から降り続いた雨は３日間で400ミリを超え、25日には六角川氾濫警報レベル３が発令され、町内にもＪアラートを通じ、自動発信がされました。町としましては、災害情報連絡準備室を設置し、パトロールや排水ポンプを稼働するなど対応に追われておりましたが、雨は小康状態となり、氾濫情報は２時間程度で解除され安堵したところでありますが、まだまだ梅雨前線が消滅しておらず、

日本各地で大雨をもたらしており、台風シーズンでもあることから、職員一同、緊張感を持って万全を期していきたいと考えております。

一方で、今年に入り少雨が続き、心配しておりました水不足は、このまとまった雨により嘉瀬川ダムの貯水率は90%を超えるほどに回復し、直近の情報でも97%程度を推移しており、一段落したところでございます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

今臨時会におきましては、一般会計補正予算案件1件、議会の議決に付すべき契約案件1件の2議案を提案しております。

これより提案理由を申し上げます。

議案第29号 令和8年度大町町一般会計補正予算（第3号）について。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,417万7千円を追加し、予算総額は48億9,660万5千円となっております。

歳入の主なものとしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金525万4千円、ふるさと応援寄附金基金繰入金200万円、前年度繰越金691万3千円などを追加しております。

歳出の主なものにつきましては、大町町物価高騰対策【第4弾】、家庭用防犯設備設置費補助金200万円、同じく物価高騰対策【第4弾】として、省エネエアコン購入費補助金410万円、また、大町町温泉資源調査事業費補助金200万円、河川災害復旧工事116万6千円などを追加しております。

議案第30号 令和8年度大町町給食センタートラックイン消毒保管庫購入の物品売買契約の締結に関し議決を求めることについて。

本議案につきましては、大町町財務規則第99条に基づき、令和8年7月14日に条件付き一般競争入札に付した、令和8年度大町町給食センタートラックイン消毒保管庫購入の物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上2議案、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（諸石重信君）

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

これより議案第29号並びに第30号に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

5 番山下議員。

○5 番（山下淳也君）

議案第29号、11ページですね、大町町物価高騰対策【第4弾】、家庭用防犯設備設置費補助金と省エネエアコン購入費補助金の内容について御説明をお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

総務課のほうから、家庭用防犯設備設置費補助金について説明したいと思います。

これは一般家庭の防犯カメラ、それから、以前行っておりましたカメラ付きインターホン、そちらのほうに設置、購入の分の補助を行うものです。補助の内訳としましては、防犯カメラの分が1件当たり2分の1を限度として上限3万円、それから、カメラ付きインターホンの分が金額が1万円の上限で2分の1の補助といたしております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

町民課長。

○町民課長（吉村秀彦君）

私のほうから、大町町の省エネエアコン購入費補助金について説明させていただきます。

目的としましては、物価高騰による家計への支援とともに、CO₂の削減やエネルギー消費の抑制に取り組むために、期間内に省エネエアコンを購入した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとしております。

補助対象経費につきましては、エアコン本体と設置の費用に係る分でございます。

統一省エネラベルにおける多段階評価点というのがありますが、それが星2.0以上については対象経費の2分の1、上限を5万円とさせていただいております。星2.0未満のほうについては対象経費の2分の1、上限を3万円ということでさせていただいております。

以上でございます。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。3 番北沢議員。

○3 番（北沢 聡君）

議案第29号、一般会計補正予算（第3号）、同じく11ページです。総務費の企画費、大町

町温泉資源調査事業費補助金、これについて内容の説明をお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

大町町温泉資源調査事業費補助金についてでございます。大町町の観光を担っていただき、町民の皆様の健康増進、安らぎやコミュニケーションの場としての役割を果たしていただいております温泉施設、こちらの温泉源からの湯量が不安定となっております、温泉資源の安定供給のための調査に要する経費に対して、2分の1を限度に補助金を計上させていただいております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。7番三谷議員。

○7番（三谷英史君）

一般会計補正予算、ページ数は11ページ、先ほども質問が出ましたけれども、物価高騰対策で家庭用防犯設備と省エネエアコン購入費の物品補助が出ておりますけれども、今回、物価高騰という形でこの2本に品目を選択された、さっきちょっと説明がありましたけれども、積極的にこの2品目を選定された、その理由についてお聞きをしたいと思います。

それと——ちょっと質問回数が限られていますので。私は考えたんですけれども、今現在、児童・生徒は夏休みで給食がないと。以前、新聞とかテレビあたりで、子供たちの中には給食で栄養を補っている子供たちも少なからずいるとか、いろんな報道がされておりました。それと、夏休みになって給食がないという形で、子ども食堂ですかね、そういうところで積極的に支援をされていると、そういうふうな報道もなされておりました。

この前も商品券の補助とか、これは各家庭に満遍なくですけれども、いろんな形で補助をされました。そしてまた、子育て世帯に関してもいろんな手厚い支援はされておりますけれども、こういう限られた予算ですから、例えば、母子家庭世帯に対して商品券をやるとか、また、低所得の子育て世帯に絞って、そういうところを対象に併せて商品券を配付するのか。商品券の準備かれこれ、また係る経費がありますから、そうであるのであれば、例えば、米を物品として配付するとかですね、そういったふうないろんな考え方、選択肢もあろうかと

思うんですけれども、この物価高騰対策交付金の配付に当たって、基本的には各自治体の判断ではありましようけれども、原資は国ですから、国が何らかの基準めいたものを示して何か事業メニューとして周知されているのかどうか分かりませんが、それを含めてですね、今申し上げた、子供たちに対する支援という形で、ちょっとその辺を考えたんですけれども、感想があればということで。

○議長（諸石重信君）

先ほどの質問をちょっとまとめさせていただくと、様々なケース、そういうのを踏まえてこれを選定された理由と、そういったことでよろしいですか。

○7番（三谷英史君）

はい。まず1点目。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

私のほうから説明させていただきます。感想というようなことですが。

まず、この交付金の額は500万円程度ということでございます。いろんな選択肢もあろうかと思います。ほかの市町もいろんなことをされておりますけれども、大町町はですね、そもそも安心・安全な町づくりということを進めてきておりますし、物価も高騰しているということで、今回一般質問等にもありましたし、また、先日の防犯協会の要望等もありました。いろんな形で町民の皆さんのニーズをお聞きしているところでございます。その中で、今回、防犯カメラ、そして、カメラ付きインターホンということで、自助、共助を促進したいと考えておりまして、安心・安全な町づくりを進める中で交付金を活用させていただくということ考えたところでございます。

そしてまた、もう一つはエアコンの購入費についてですが、今、非常に熱中症等でエアコンの購入が結構町内でもあっているということで、今回は遡って対象とさせていただきたいというふうに思っております。これは省エネを含めてですが、冷房だけでなく、冬の暖房も含めた形でやりたいということで少し受付期間も延ばしているところでございます。物価高騰の折、エアコン等を購入されているということもあって、そういうところも今回考えたところです。

それで、前回もしたんですよね。これは五つ星というんですかね、省エネが100%以上と

ということで非常に使いにくい面もありましたので、今回は金額は違いますけれども、全てのエアコン購入について助成をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

どちらにしても、安心・安全な快適な生活を送ってもらうために、この交付金を活用させていただきたいと思っています。

そして、先ほどありましたけれども、夏休み中の子供たちの食糧確保ということで米を配付するというようなこともありますけれども、大町町はもともと給食費は無償化ということでやっておりますので、今回、物品購入の分にこの交付金を充てたいというふうに考えたところです。

○議長（諸石重信君）

7番三谷議員。

○7番（三谷英史君）

町長の説明の中でちょっと2点ほど。

エアコン購入で遡ってというのは、前に買った人の分まで補助の対象にするということですか。ちょっとその辺を説明された方がいいかと思います。

それともう一点、学校給食は無償です。夏休みは給食がないもので、例えば、子ども食堂が何か子供たちを集めて一生懸命にやっているところもあるみたいですが、そういうところもありますから、例えば、米を買うということであれば、どの家庭も米を買いますから、ですから、そういうふうな生活支援とかにつながるんじゃないか、まさに物価高騰の支援につながるんじゃないかという形での質問ですけれども。2点。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

まず、エアコンですけれども、これについては4月に遡ってやりたいと思っております。その前に、さっき言いました、五つ星、省エネ率100%以上のほうはやってきました。ただ、それ以下の部分について購入する人が多いということで、今回、100%以下の部分についても支援をすると、補助をするということで考えております。

そして、先ほどの子供に対する支援についてですけれども、これについては、子供に対しての支援については、学校給食費の無償化ということでもう既にやっておりますということ

を言っております。

そして今、生活支援と言われましたけれども、それについては商品券1万円、そして現金の支給1万円を既にしておりますので、そのほかに考えて、この補助を考えたところです。

○議長（諸石重信君）

まとめてください。三谷議員。

○7番（三谷英史君）

まとめになります。

私が言っているのは、もう既に商品券の配布をやられています。そして、子育て世帯に対して手厚い支援がされているということは分かるんですけども、限られた予算で、物価高騰の予算が来ているもので、また夏休みというふうな、先ほどお話ししましたけれども、そういう形でもって母子家庭であるとか低所得の子育て世帯に対して、もっと重ねて、限られた予算で重点的に支援したらどうかというお話を申し上げたんです。

意見と言われれば、意見ですが。よろしいです。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。6番早田議員。

○6番（早田康成君）

議案第29号、補正の16ページ、災害復旧費ということで上がっていますが、場所と推定原因、工事の内容及び将来的な負担といたしますか、ほかに影響するところがあるかないか、そういったところを具体的に分かればお願いします。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

お答えをいたします。

場所については公民館北側、消防5部の格納庫がございますが、その数メートル西の沖の神川の上流という箇所になります。護岸が石積みになっているんですけども、その石積みの一部崩落をしまして、今回ブロック積みで復旧をしたいというふうに考えております。

基本的には、災害に関しては原形復旧という形になりますが、石積みは今、職人さんもいらっしゃらなくてなかなか難しいというところもあって、ブロック積みでの復旧をやるということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

ほかの地区で発生するかどうか……

○農林建設課長（古賀九州男君）

影響というところですけども、今回現地確認等をしたところ、この箇所については他所への影響等は考えておりません、発生はしていないというふうに判断をしているところです。

以上です。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

復旧はしてもらっているんですけども、そうやって破損するということは、そこに負荷がかかっておるんですよね。負荷がかかって、一部のところを修理したといったときには、じゃ、ほかのところはどうなんだ。あそこはどれぐらいあったですかね、50メートルぐらいあるんですかね、真っすぐしたところは。もっと長いですか。100メートルぐらいあるんですかね——いや、いいです。その長さの中で一部が壊れたとするのであれば、大水が原因で発生したとするならば、修理したところ以外にもそこに負担がかかっておるという可能性もあるわけです。

したがって、あそこは水路としては非常に重要なところですから、そういったものも考えて、今後の対応、体制、こういったものを考えたときにそれだけの復旧工事でよろしいのかどうか、そういったところをちょっと最後にお伺いしたいんですけど。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

今回の箇所はですね、沖の神川、カーブになっているところで水が当たるところではあるかと思います。ですので、議員がおっしゃられるように、水かさが増えたことによって水圧、水流というかですね、が当たりやすい、負荷がかかった部分というのはそういうことになるかと思っております。

沖の神川は水路としてはちょっと長いところですけど、その上流については、ここ数年、継続して護岸の改修等も行ってきておりますので、そういったところも含めて、必要に応じ

て対応はしていきたいというふうに考えます。

○議長（諸石重信君）

まとめてください。早田議員。

○6番（早田康成君）

ということで、あの川は大雨が降ったらドーンとすごい水量がありますので、そういったところも併せてよく注意しながら執行していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。2番三根議員。

○2番（三根和之君）

私は補正予算の11ページの、先ほど大町町物価高騰対策ということで担当課長のほうからの内容説明で、2027に伴う関係かどうか分かりませんが、設置については2.0以上が2分の1、2.0未満が2分の1で3万円という助成の説明をされましたけど、この基準はですね、2.0というのはどういうエアコンなのか、どういう考え方なのかちょっと不明ですので、その数字に伴う説明をお願いしたいと思います。

○議長（諸石重信君）

町民課長。

○町民課長（吉村秀彦君）

お答えします。

先ほど統一省エネラベルというところを申し上げたかと思います。国が定めます省エネ法の中で家電等の省エネ基準を定められております。その中で、この基準を達成しているかどうかを、省エネ性能を小売業者等が分かりやすくラベルで星表示をされるということになっております。その基準は、先ほど言いましたように国が定めている基準となっております。

先ほど2.0以上と言ったのが、2.0というのが基準値になっていますので、それ以上の分については5万円を上限に2分の1の補助をさせていただくということです。それ以下については3万円の上限で補助をしていくというようなことを考えております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

数値的には分かりますけど、結局、何万円以上のエアコンを買う場合は2.0でというような考え方の基準というのはあるんですかね。

結局、今、市販の状況でも、電気製品はちょっと物価高騰も含めて上がったということで、15万円以上で、20万円以上でというような形でそれぞれ機械自体の金額が表示されていますけれども、それからするに、金額に対して2.0という数字のあるとですか。そこがはっきり分かりませんので、御答弁をお願いします。

○議長（諸石重信君）

町民課長。

○町民課長（吉村秀彦君）

お答えします。

2.0という基準値というのは、もともと現在、市場にあります最も省エネ性能が高いやつが5.0となっていますので、それに比べてどうかというような形になっています。それが2.0が基準値となっていますので、5に対して2というところがですね、そこ以上だったら5万円の上限で補助をさせていただくということになっております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三根議員。まとめてください。

○2番（三根和之君）

分かりました。それで、この周知のやり方、先ほど町長のほうからもありましたように遡ってということですので、今年度いっぱいそれぞれ受け付けをするのかどうか、いつから開始するのか、そこら辺をちょっとお聞かせ願って、最後の質問とさせていただきます。

○議長（諸石重信君）

町民課長。

○町民課長（吉村秀彦君）

お答えさせていただきます。

先ほど町長からも答弁がありましたように、今年の4月1日以降に購入されたものを対象とさせていただきます。それで、来年の1月29日までに設置が済んだものということで期間を設定させていただいているところでございます。

広報につきましては、全戸配布のチラシとか、そういったところで広報させていただき
ます。

申請受付については、今から速やかに行えるような形を取っていきたいと思っております
ので、詳しくは広報等で示させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

いつから開始予定か、ちょっとお願いします。

○町民課長（吉村秀彦君）

本日をもって議決した後に設定をさせていただきたいと思っております。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、以上をもちまして質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（井手勝也君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

討論なしと認めます。

採決いたします。

議案第29号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第30号。局長。

○議会事務局長（井手勝也君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

討論なしと認めます。

採決いたします。

議案第30号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第5 継続審査について

○議長（諸石重信君）

日程第5．お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛てそれぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申出が提出されております。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、令和8年第5回大町町議会臨時会はこれにて閉会いたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前10時6分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年7月23日

議 長 諸 石 重 信

会議録署名議員 三 谷 英 史

会議録署名議員 三 根 和 之

局 長 井 手 勝 也